

妙高市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における法第24条に規定する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、新潟県妙高市市税条例（昭和35年新井市条例第8号）の特例を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の第2欄又は第45条第3項の表の第1号の第2欄の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「対象設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除することができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度とする。

3 妙高市企業振興奨励条例（平成6年新井市条例第19号）第3条第1項第1号又は第2号に規定する奨励措置を受けた工場、事務所、店舗等は、第1項及び第2項の免除の対象としない。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定の運用を受けようとする者は、規則で定める期日までに、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、課税免除を取り消すことができる。この場合において、市長は、免除した額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 市税の納付を怠ったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正行為により課税免除を受けたとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(報告の徴収)

第5条 市長は、課税免除を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。